公　示　日　：2021 年 9 月 29 日(水)
調達管理番号：21a00046
国　　名　　：ナミビア
担 当 部 署 ：経済開発部農業・農村開発第二グループ第五チーム
調 達 件 名：ナミビア国北部ナミビア小規模農家生計向上プロジェクト（畜産）

1.　担当業務、格付等

（１）　担 当 業 務 ：畜産
（２）　格　　付　　：3 号
（３）　業務の種類：専門家業務

2.　契約予定期間等

（１）　全体期間：2021 年 11 月中旬から 2022 年 3 月中旬
（２）　業務人月：現地　2.1、国内　1.25、合計　3.35
（３）　業務日数：国内準備 20 日、現地業務 63 日、国内整理 5 日
現地業務期間等の具体的条件については、10. 特記事項を参照願います。

3.　簡易プロポーザル等提出部数、期限、方法

（１）　簡易プロポーザル提出部数：1 部
（２）　見 積 書 提 出 部 数　：1 部
（３）　提　　出　　期　　限　　：2021 年 10 月 20 日(水)（12 時まで）
（４）　提　　出　　方　　法　　：電子データのみ
➢　専用アドレス（e-propo@jica.go.jp）

✧　提出方法等の詳細については JICA ホームページ内の以下をご覧ください。
業務実施契約（単独型）公示にかかる競争手続き（PDF/352KB）
https://www2.jica.go.jp/ja/announce/pdf/competition_2020.pdf

なお、JICA 本部 1 階調達・派遣業務部受付での受領は廃止しておりますので、ご持参いただいても受領致しかねます。ご留意ください。

✧　評 価 結 果 の 通 知　：2021 年 11 月 2 日(火)までに個別通知
提出されたプロポーザルを JICA で評価・選考の上、契約交渉順位を決定します

4. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

（１） 業務の実施方針等：

① 業務実施の基本方針 16 点

② 業務実施上のバックアップ体制 4 点

（２） 業務従事者の経験能力等：

① 類似業務の経験 40 点

② 対象国又は同類似地域での業務経験 8 点

③ 語学力 16 点

④ その他学位、資格等 16 点

（計 100 点）

類似業務経験の分野	畜産および飼養管理に係る各種業務
対象国／類似地域	ナミビア／全途上国
語学の種類	英語

5. 条件等

（１） 参加資格のない社等：特になし

（２） 必要予防接種 ：特になし

6. 業務の背景

ナミビアは鉱物資源に依存した経済・産業構造の一方で、国内の大幅な貧富の格差や高い失業率の解消が大きな課題である。ジニ係数は 0.6362 と高く、国内における経済格差は世界各国と比較しても際立って大きい。国全体の貧困率は 28%であるのに対し、人口の約 60%が居住する北部 7 州は貧困率が平均約 47%に上り、貧困層の多くは自給自足型の小規模農業に従事する農民である。特に貧困層の多い北部では、耐乾性の高いトウジンビエ、ソルガム、豆類が伝統的に栽培されており、これにウシやヤギの放牧を併せた農牧混合が広く行われている。他方、同地は干ばつと洪水が繰り返される厳しい自然環境であり、その気象条件が安定した農業生産の阻害要因となっている。このような環境下で、小規模農家が農業だけで生計を維持することは困難な状況となっている。

ナミビアの「第 5 次国家開発計画」（2017/18 年～2022/23 年）は、持続的な開発の実現に向け、4 つの柱を設定し、変革の方策（Game Changers）として、インフラ開発への投資の拡大、農業、特に小規模農家の生産性向上、質の高い技術技能開発への投資、天然資源の付加価値向上、国内調達による産業開発の推進という 5 分野を特定している。ナミビア「農業セクター政策」（2015 年）は、持続的な農業生産・マーケティング及び農業関連産業の発展を促進する環境を作り出すというビジョンのもと、持続的かつ発展性のある農業生産性のための環

境整備、GDP への農業の貢献度の加速、農業セクターバリューチェーン開発の推進を掲げている。農業・水・土地改革省（MAWLR）は多くの農業開発プログラムを実施しているが、効果的な技術が小規模農家になかなか普及されず、また気象変動の大きさから有効な技術の単純な適用が困難となっている。このような条件下で農業の生産性改善と農民の生計向上が課題となっている。

係る状況下、ナミビア政府は JICA に対し「北部ナミビア小規模農家生計向上プロジェクト（以下、「本プロジェクト」という）」の実施を要請した。JICA は 2020 年 3 月にナミビア政府と基本合意文書（R/D）を締結し、2021 年 3 月から 6 年間の予定で本プロジェクトを実施している。本プロジェクトは、作物生産・家畜飼養の効果的な技術・方策と営農改善パッケージを導入・普及することを目的としており、これらを通じて対象地域小規模農家の農業生産・マーケティングの改善につなげ、ナミビアの食料安全保障の確立及び貧困削減に貢献することが期待されている。JICA は本プロジェクトの枠組みの中、2021 年 3 月からチーフアドバイザーと業務調整の 2 名の専門家を現地に派遣しており、今後短期専門家として畜産分野の専門性を持つ専門家を投入することを想定している。これら短期専門家を投入することにより、技術的な観点からもナミビアの営農環境を分析し、プロジェクト目標達成のための助言を行う。

7. 業務の内容

本プロジェクト目標は「北部 4 州において、営農改善パッケージが小規模農家により実践される」であり、ここにおける「営農改善パッケージ」は、園芸作物・穀物及び畜産を対象とした、ナミビアに適した SHEP[1] アプローチ、「N-SHEP パッケージ」を指す。本プロジェクトでは、同パッケージを普及させることにより、対象地域における小規模農家の生計向上を図る。

本業務従事者は N-SHEP パッケージのうち、畜産[2]を対象とした畜産版 N-SHEP パッケージの開発を支援する。

なお、本プロジェクトにおける畜産版 N-SHEP パッケージの開発・普及のための活動は以下に大別される。

① 園芸作物を対象とした N-SHEP パッケージを参考に、畜産版 N-SHEP パッケージの原案を作成する。
② 畜産版 N-SHEP パッケージの原案をもとに、普及員を通じた普及活動を実施する。

---

[1] SHEPの説明については、本公示「１０．特記事項（２）②」を参照のこと。

[2] ナミビア北部では、家畜を粗放的放牧で保有・管理しており、現状を踏まえると畜産という言葉が最適ではないが、本プロジェクトでは将来の変化を想定して「畜産」という言葉を統一して使用することとする。なお、本プロジェクトにおける対象の家畜は、ウシ、ブタ、ヤギ、ニワトリを想定している。

③ 活動の過程で明らかとなった改善点を修正し、畜産版 N-SHEP パッケージの改訂を行う。
④ 家畜飼育に成功している農家の優良事例を特定し、成功の要因等を分析する。また、その結果を畜産版 N-SHEP パッケージの改善に活用する。

本業務従事者は、上記活動群の内、①畜産版 N-SHEP パッケージの原案作成支援、及び、④優良事例の特定・分析、を中心業務とし、対象農家が収益を上げるため、市場調査や生産コスト削減、品質向上のための技術、等についてカウンターパート（以下「C/P」）機関である、農業・水・土地改革省（MAWLR）（農業生産・普及・エンジニアリング局（DAPEES）、農業研究開発局（DARD）、獣医サービス局（DVS））に、我が国類似案件での経験・教訓を踏まえ、助言を行う。

具体的には、チーフアドバイザーの指示の下、以下の担当業務を行う。

（１） 国内準備期間（2021 年 11 月中旬～12 月中旬）

① 既存の JICA 報告書、他援助機関報告書、ナミビア政府作成の関連報告書、学術論文等を参照し、ナミビアの畜産の現状と課題を把握する。特に、SHEP アプローチについて他国の資料や普及教材の事例を収集する。また、これまで日本が実施してきた協力（「ナミビア共和国北部農業開発マスタープラン策定調査プロジェクト」等）の概要を把握・分析する。
② 現地で行う畜産版 N-SHEP パッケージの素案を作成するためのワークショップ及び会議等にオンラインで参加し、現地の状況を事前に把握した上で、パッケージの素案作成を支援する。また、同ワークショップや会議の運営支援及び助言を行う。
③ JICA 経済開発部及びナミビア支所と連絡・調整の上、現地における業務内容を整理する。
④ ワークプラン（和文・英文）を作成し JICA 経済開発部による確認ののち提出する。併せて、ナミビア支所にもデータを送付する。

（２） 現地業務期間（2021 年 12 月中旬～2022 年 2 月中旬）

① 現地業務開始時に、チーフアドバイザーと相談の上、ワークプランを作成し、JICA ナミビア支所、C/P 機関に提出し、業務計画の承認を得る。
② プロジェクト専門家と協力しつつ、C/P 機関からナミビアにおける畜産に関する情報収集、ヒアリングを行い、同分野に関する政策やその実施状況、課題を把握する。
③ 畜産分野での優良農家事例を収集し、その要因を分析し、C/P に助言する。
④ 畜産版 N-SHEP パッケージの素案について、現地での実施可能性を確認し、必要に応じて修正を行う。

⑤ 家畜飼養管理改善の方策を提言する。特に、乾季や干ばつ時の飼料不足の対策も提言する。

⑥ 家畜の疾病対策を担当する「家畜衛生分野」の短期専門家の必要性を、現地農家の技術水準と生産コストを踏まえて検討し、C/P 及びチーフアドバイザーに助言する。

⑦ 現地業務完了に際し、現地業務結果報告書（英文）を C/P 機関に提出し、報告する。

⑧ JICA ナミビア支所に現地業務結果報告書（英文）を提出し、現地業務結果を報告する。

（３） 帰国後整理期間（2022 年 2 月中旬～2 月下旬）

専門家業務完了報告書（和文）を JICA 経済開発部に提出し、監督職員に報告する。

8. 報告書等

業務の実施過程で作成、提出する報告書等は以下のとおり。

（１） ワークプラン

現地派遣期間中に実施する業務内容を関係者と共有するために作成。業務の具体的内容（案）などを記載。

和文 2 部（JICA 経済開発部、JICA ナミビア支所）

英文 3 部（JICA 経済開発部、JICA ナミビア支所、C/P 機関）

（２） 現地業務結果報告書

派遣終了時に英文にて作成。提出部数は以下のとおり。

英文 3 部（JICA 経済開発部、JICA ナミビア支所、C/P 機関）

なお、内容には以下を盛り込み、C/P 機関への最終報告書として内容を取り纏めることとする。

・畜産版 N-SHEP パッケージに対する提言

・優良農家事例の要因分析

・技術改善・コスト改善に関する提言

（３） 専門家業務完了報告書（和文 2 部）

2022 年 2 月 24 日(木)までに提出。

全期間にかかる業務報告を内容とする。JICA 経済開発部及びナミビア支所に提出し、報告する。体裁は簡易製本とし、電子データを併せて提出することとする。

9. 見積書作成に係る留意点

本公示の積算を行うにあたっては、以下 URL の「業務実施契約（単独型）

に係る見積書について」を参照願います。

https://www2.jica.go.jp/ja/announce/pdf/estimate_202103.pdf

留意点は以下のとおりです。

（１） 航空賃及び日当・宿泊料等

航空賃及び日当・宿泊料等は契約に含みます（見積書に計上して下さい）。航空経路は、日本⇔ドーハ⇔ウィントフック⇔オンダングアを標準とします。

（２） 新型コロナウイルス感染対策に関連する経費

PCR 検査代及び隔離期間中の待機費用は見積書に計上不要です。契約交渉時に確認させていただきます。

10. 特記事項

（１） 業務日程／執務環境

① 現地業務日程

「７．業務の内容」に記載の派遣期間に応じて提案してください。但し、業務人月の現地分、国内分、渡航回数は２．契約予定期間等に記載の数値を上限とします。なお、ナミビアでは 72 時間以内の PCR 陰性証明書を持参すれば、現時点で新型コロナウイルス感染症対策としての入国時の隔離措置はありません。

② 現地での業務体制

本業務に係る現地業務従事者の構成は、以下の通りです。

ア） チーフアドバイザー

イ） 業務調整

③ 便宜供与内容

ア） 空 港 送 迎：オンダングア空港まで手配可能

イ） 宿 舎 手 配：あり

ウ） 車両借上げ：あり

エ） 通 訳 傭 上：なし

オ） 現地日程のアレンジ：あり

カ） 執務スペースの提供:プロジェクトオフィス（在オングウェディバ、インターネット環境完備）の使用が可能。

（２） 参考資料

① 本業務に関する以下の資料を当機構経済開発部農業・農村開発第二グループ（TEL:03-5226-3396、e-mail: edga2@jica.go.jp）にて配布します。

- 本プロジェクト要請書
- ナミビア北部農業開発マスタープラン実施促進プロジェクト 詳細

計画策定調査報告書（2019 年）

- ナミビア市場志向型農業・畜産振興に向けた情報収集・確認調査 最終報告書（2018 年）
- プロジェクト PDM・PO

② 本業務に関する以下の資料が、JICA ウェブサイトで公開されています。

- SHEP Handbook for extension staff（2018 年）
  https://www.jica.go.jp/activities/issues/agricul/approach/shep/ku57pq00001zwgkc-att/shep_handbook_en.pdf

③ 本契約に関する以下の資料を当機構調達・派遣業務部契約第一課にて配布します。配布を希望される方は、専用アドレス（e-propo@jica.go.jp）宛に、以下のとおりメールをお送りください。

ア）提供資料：「独立行政法人国際協力機構情報セキュリティ管理規程」及び「情報セキュリティ管理細則」

イ）提供依頼メール

・タイトル：「配布依頼：情報セキュリティ関連資料」

・本　文　：以下の同意文を含めてください。

「標記資料を受理した場合、プロポーザル作成に必要な範囲を超えての使用、複製及び第三者への提供は行わず、プロポーザル提出辞退後もしくは失注後に速やかに廃棄することに同意します。」

（３） その他

① 業務実施契約（単独型）については、単独（１名）の業務従事者の提案を求めている制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とさせて頂きます。

② 現地業務期間中は安全管理に十分留意してください。現地の治安状況については、JICA ナミビア支所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地業務の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこととします。また、同支所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同支所と緊密に連絡を取る様に留意することとします。また現地業務中における安全管理体制をプロポーザルに記載してください。なお、現地業務に先立ち外務省「たびレジ」に渡航予定の業務従事者を登録してください。

③ 90 日を超える派遣においては、公用旅券での入国が必要となります。

④ 本業務の実施にあたっては、「JICA 不正腐敗防止ガイダンス（2014 年 10 月）」（http://www2.jica.go.jp/ja/odainfo/pdf/guidance.pdf）の趣旨を念頭に

業務を行うこととします。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口または JICA 担当者に速やかに相談してください。

⑤ 本業務にかかる契約は「業務の完了を約しその対価を支払う」と規定する約款を適用し、国外での役務提供にかかる対価について消費税を不課税とすることを想定しています。

⑥ 本業務については新型コロナウイルスの流行の状況や先方政府側の対応次第で、渡航時期及び業務内容が変更となる場合も考えられるため、具体的な渡航開始時期等に関しては JICA と協議の上決定することと致します。

以上